

令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付のご案内

問 保健福祉課 児童福祉係
☎476-1111(144・145)

◆子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

今回、申請手続きが不要な「プッシュ型」による支給を行いました。(対象者には12月上旬にお知らせを送付し、10月の児童手当を支給している口座へ12月24日(金)に申請なしで振り込み済です)

ただし、**高校生等の保護者や公務員は申請が必要です。**

1. うちの子は、対象になるの？ (対象児童)

次に記載する児童が対象です。

- ①令和3年9月分の**児童手当(本則給付)**支給対象となる児童
- ②9月30日時点で**高校生**(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童(保護者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合のみ)
- ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当(本則給付)の支給対象児童(**新生児**)

2. だれがもらえるの？ (支給対象者)

上記に記載のある児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い方に支給されます。(児童手当(本則給付)受給者もしくはそれに準ずる者)

3. いくらもらえるの？ (給付額)

対象児童1人につき、10万円です。

4. どんなかたちでもらえるの？ (支給方法)

◆児童手当(本則給付)を受給している受給者及び一部の高校生や新生児の保護者
→令和3年10月支給時の児童手当(本則給付)を受給している口座に振り込み済です。

◆支給申請を行った保護者
→申請書で指定した口座に振り込みます。

※指定口座への振込が口座解約や変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されませんので、令和4年2月末までに必ずご対応をお願いします。

私は申請が必要なの？ (申請が必要な方＝「プッシュ型」でのお知らせが届かない方)

- ・令和3年9月30日時点で**高校生**(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童の保護者(※所得が児童手当(本則給付)と同等未満の所得である場合)
- ・所属庁から児童手当(本則給付)を受給している**公務員**
- ・令和4年3月までに生まれた児童手当(本則給付)支給対象児童(**新生児**)の保護者 等

上記の方は申請が原則必要ですが、大崎町が所得と口座情報を把握している場合(大崎町から児童手当(本則給付)を受給している家庭の高校生等)は改めての申請は不要です。

